

静岡県土地利用基本計画の概要



1 土地利用基本計画の構成

都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」と土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」から構成

土地利用基本計画

「計画図」

都道府県の範囲を五地域に区分し、それを5万分の1の縮尺の地形図に表示。個別規制法の地域・区域の変更に先立ち変更

変更時期：随時
(通常年1回)

「計画書」

- 土地利用の基本方向
- 五地域ごとの土地利用の原則
- 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
(土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方法等)

変更時期：国土利用計画改定毎
(概ね10年に1度)

2 土地利用基本計画の位置付け

土地利用基本計画（法第9条の規定により県が定める。）

- ・都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として土地利用の総合調整の機能を発揮
- ・都道府県の区域を五地域に区分するとともに、五地域ごとの土地利用の原則、五地域が重複する地域の土地利用の優先順位及び土地利用の誘導の方法等を定める即地的な計画

- ・計画図（五地域区分を図面にゾーニング）
- ・計画書（土地利用の基本方向、土地利用の原則、重複地域の調整方針等）

都市地域

一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域（都市計画法に基づく都市計画区域に相当）

農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域（農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に相当）

森林地域

森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域（森林法に基づく国有林の区域又は地域森林計画の対象となる民有林の区域に相当）

自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域（自然公園法に基づく国立公園、国定公園又は県立自然公園に相当）

自然保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その保全を図る必要がある地域（自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域又は県立自然環境保全地域に相当）

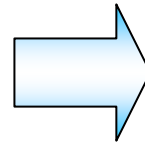
3 土地利用基本計画と個別規制法との関係

各計画の位置付等

土地利用基本計画

(国土利用計画法)

個別規制法に対して総合的見地から土地利用の基本方向を示す



- ・土地利用の基本方向を示す
- ・直接的に土地利用を規制しない

個別規制法に基づく諸計画

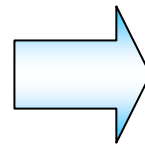
都市計画法 (都市計画)

農振法 (農業振興地域整備計画)

森林法 (地域森林計画)

自然公園法 (公園計画)

自然環境保全法 (保全計画)



・土地利用基本計画の基本方向に基づき運用

- ・土地利用の是非を判断
- ・具体的な土地利用規制を規定
- ・計画に基づく施策を実施

・個別規制法を通じて土地利用を誘導

4 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の変更手続き

